○礼文町成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

1. この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、町が行う成年後見制度利用支援事業について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要綱において、「成年後見制度利用支援」とは、民法（明治二九年法律第八九号。以下「法」という。）の規定による成年後見開始等の審判の請求（以下「審判の請求」という。）、審判の請求に関する費用（以下「審判請求費用」という。）の負担並びに審判請求費用及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用の助成を行うことをいう。

（審判請求に係る審判の種類）

1. 町長は、老人福祉法（昭和三二年法律第百三十三号）第三二条、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二八条又は精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五一条一一の二の規定に基づき、次に掲げる審判の請求を行うものとする。
2. 法第七条に規定する後見開始の審判
3. 法第一一条に規定する補佐開始の審判
4. 法第一三条第二項に規定する保佐人の同意見の範囲を拡張する旨の審判
5. 法第八百七十六条の四第一項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
6. 法第一五条第一項に規定する補助開始の審判
7. 法第一七条第一項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判
8. 法第八七六条の九第一項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

（審判請求の対象者）

1. 審判請求の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に現に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者、知的障害者福祉法（昭和三五年法律第三七号）に規定する知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者とする。

2　町長は、前項の規定に関わらず、本町から町外の社会福祉施設等に入所し、又は病院に長期入院したことにより町外に転出した者であって、転出先の市町村における審判請求に係る援護の状況等を勘案し、特に必要があると認めた者を対象者とすることができる。

（審判請求の要件）

1. 町長は、審判の請求を行うに当たっては、当該支援対象者に関して、次に掲げる事項を総合的に判断するものとする。

（1）　対象者の事理を弁識する能力の程度

（2）　対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等に　よる保護の可能性の有無

（3）　対象者又は親族等が審判の請求を行う見込み

（4）　対象者の福祉サービス等の利用の必要性

（5）　対象者の生活、資産および収入の状況

（6）　その他町長が確認を必要とする事項

2　前項第3号において、審判の請求を行う見込みの確認を親族等に行うときは、配偶者がいるときは配偶者を、配偶者がいない又は配偶者が本人への関わりを拒否したときは、親等の近い親族等を優先するものとする。

3　前項第3号において、町長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う見込みの確認を行うときには、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

４　前項において、情報の提供を行う場合には、礼文町個人情報保護条例（平成17年3月14日条例第6号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（意見の聴取）

1. 町長は、前条の判断を行うに当たり、必要に応じて保健、医療、福祉、法律等について専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。

（助言）

1. 町長は、第5条第1項の規定により町長による審判の請求の必要がないと判断した場合は、支援対象者及び関係人の審判に関し必要な助言をすることができる。

（審判請求の要請）

1. 次に掲げる者は、第4条に規定する対象者が第5条1項の規定に該当すると判断したときは、町長による審判請求の要請書（様式第1号）により、町長に対し審判請求手続きの要請をすることができる。
2. 民生委員
3. 老人福祉法に規定する老人福祉施設の職員
4. 介護保険法に規定する介護保険サービス事業に従事する職員
5. 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業に従事する職員
6. 医療法に規定する病院又は診療所の職員
7. 地域保健法に規定する保健所の職員
8. その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

（審判請求の決定）

1. 前条により審判請求の要請を受けた町長は、第6条の規定に基づき審判請求を行うことが適当と認めたとき又は不適当と認めたときは、審判請求決定（却下）通知書（様式第2号）により、申出者に通知するものとする。

（請求の手続き）

1. 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

1. 町長は、家事事件手続法（平成二三年法律第五二号）第二十八条第1項の規定により、審判請求に係る費用を負担するものとする。

2　町長は、前項の規定により町が負担した費用に対し、対象者又は関係人が当該費用を負担すべき事情があると判断したときは、家事事件手続法第二十八条第2項の規定による手続き費用の負担命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行い、当該命令がなされたときは、対象者又はその関係人に対して当該費用を成年後見等開始の審判請求に要した費用の請求書（様式第3号）により請求するものとする。

（助成金の交付）

1. 町長は、次の各号に掲げる費用の全部又は一部に対し、成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。
2. 審判請求費用
3. 成年後見人等（当該者の親族等以外である者に限る。）に対する報酬

（助成の要件）

1. 町は、支援対象者、配偶者又は4親等以内の親族が第3条各号に掲げる審判請求を行った場合において対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申立人に対し、審判請求に要した費用を助成するものとする。ただし、その申立人が対象者の民法に定める扶養義務者であって、この費用を負担できると町長が認める者は、この限りではない。
2. 町民税が非課税である世帯に属する者で、審判費用等に要する費用の支払いが困難な状況にある者

（2）　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第1項に規定する被保護者。

（3）　その他この要綱による支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると町長が認める者

2　成年後見人等の報酬助成の要件については、対象者が前条各号のいずれかに該当するほか、成年後見人等が対象者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹でないこととする。

（助成の対象となる費用）

1. 審判請求費用に係る助成金の交付額は、審判の請求に要した切手購入費用、収入印紙購入費用、診断書作成費用及び鑑定費用の合計額とする。

2　前条第2項に規定する成年後見人等の報酬（以下「後見人報酬」という。）に対する助成金の額は、被後見人等が在宅生活者にあっては月額28,000円を、施設入所者にあっては月額18,000円を限度とする。この場合において、家庭裁判所が決定した後見人等報酬の額が助成の限度額に満たないときは、その額を助成の額とする。

（助成金の交付申請）

1. 前条第1項の助成を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、審判確定日から起算して1年以内に町長に申請しなければならない。
	1. 審判書謄本の写し
	2. 審判請求の対象者が属する世帯全員の町民税非課税証明書（生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書）
	3. 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
	4. 審判費用請求に要した費用の領収書等の写し
	5. その他町長が必要と認める書類

2　前条第2項の助成を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）交付申請書（様式4号の2）に次に掲げる書類を添付して、家庭裁判所による報酬付与の審判確定日から起算して1年以内に町長に申請しなければならない（翌年以降も同様）。

1. 報酬付与審判書謄本の写し
2. 公的年金等の源泉徴収票の写しその他収入状況を証する書類
3. 金銭出納簿、領収書等の通史その他財産の管理状況が確認できる書類
4. 財産目録の写しその他財産状況を証する書類
5. 登記事項証明書（代理人として成年後見人等が申請する場合に限る）
6. その他町長が必要と認めた書類

（助成金の決定）

1. 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び交付額を決定し、成年後見制度利用支援助成金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者に助成金を交付するものとする。

（届け出の義務）

1. 受給者又は成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見制度利用支援事業変更報告書（様式第6号）により、速やかに町長に届け出なければならない。
	1. 受給者又は成年後見人等の氏名又は住所の変更があったとき。
	2. 受給者が第13条第1号各号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
	3. 成年後見等が終了したとき。
	4. 前3号に掲げるもののほか、受給者の資産状況、生活状況又は健康状態について、この要綱に基づく支援内容を見直す必要がある変化があったとき。

（助成の中止）

1. 受給者の成年後見等が終了したとき又は第13条第1項各号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったときは、その事実の発生した日の翌日から受給資格は消滅し、町長は成年後見制度利用支援事業助成中止（廃止）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の取り消し及び返還）

1. 町長は、申請者が偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けたときは、助成金の一部又は全部を取り消すことができる。

2　前項の場合において、町長は、既に交付した当該助成金の一部又は全部を返還させることができる。

（未交付の助成金）

1. 対象者が死亡した場合において、その者に支給すべき審判請求費用又は後見人報酬で交付しなかったものがあるときは、申立人又はその者の成年後見人等であったものは、第15条の規定により助成金を申請することができる。

（補則）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年　　月　　日

　礼文町長　　　様

町長による審判の請求の要請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要請者 | 住所 |  |
| 氏名 | 印 | ℡ |
| 利用者との関係 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称代表者氏名）

　下記の者について、礼文町成年後見制度利用支援事業実施要項第8条の規定に基づき、町長による成年後見等開始申立てを要請します。

記

対象者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名 | 　　　　　　　　　　（男・女） | 生年月日 | 　　　　年　　月　　日　　　　　　（　　　歳） |
| 住所 |  |
| 世帯状況 | 在宅・入院・施設入所　　　　　世帯構成（単身・老夫婦・その他）入院入所先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 経済状況 | □　生活保護受給（　　　年　　月　　日開始）□　収入：年　金（　　　　　　　　　　　　）　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 介護・障害の種類及び程度 | □　要支援1・2　要介護1・2・3・4・5　未申請□　身体障害者手帳（種類　　　　　　　　　　　　　　　種　　級）□　療育手帳（障害程度　　　　　　　　　　　）□　精神障害者福祉手帳（　　　　　　　　　級）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申立て要請の理由 |  |

※利用者に係る記載事項は、職務上、業務上知りえた範囲で記載してください。

様式第2号(第9条関係)

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　礼文町長

審判請求決定（却下）通知書

　　　　年　　月　　日付けで要請のありました町長による審判の請求について、以下のとおり決定しましたので通知します。

|  |
| --- |
| * + 年　　　月　　　日付で町長による申立てを行った。
 |
| * + 市長による審判の請求を行わない

（審判の請求を行わない理由） |

様式第3号（第11条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　様

礼文町長

成年後見等開始の審判請求に要した費用の請求書

旭川地方裁判所稚内支部にて行いました成年後見等開始の審判の請求（番号　　　　）に際し、礼文町が負担しております手続き費用について、礼文町成年後見制度利用支援事業要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求しますので、納付願います。

記

1. 審判請求の内容
2. 氏名
3. 生年月日　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日生れ（　　　歳）
4. 住所
5. 審判請求の種類　　　　後見　・　保佐　・　補助
6. 審判請求に要した費用
	1. 印紙代　　　　　　　　　　　　　　　　　　円
	2. 切手代　　　　　　　　　　　　　　　　　　円
	3. 診断書作成費用　　　　　　　　　　　　　　円
	4. 鑑定費用　　　　　　　　　　　　　　　　　円

合　計　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

1. 費用の納付について
	1. 請求金額　　　　　　　　　　　　　　　円
	2. 納付期限　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日
	3. 同封の納入通知書により、指定の金融機関等でお納めください。

様式第4号（第15条関係）

年　　　月　　　日

　礼文町長　　　　　　　様

（申立人）

住所

氏名

　　　審判請求の対象者との関係（　　　　　　　　　　）

成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書

　礼文町成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条第1項の規定に基づき、審判請求に要した費用の助成について、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格確認のため、申請者及び世帯員の収入状況等を関係機関において調査・確認することについて同意します。

1. 審判請求の対象者（被成年後見人等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏　名 | 　　　　　　　　　　　　（男・女） | 生年月日 | 　　　年　　月　　日生　　　　　　　（　　歳） |
| 住　所 |  |
| 審判請求の類型 | 後見　　・　　保佐　　・　　補助 |
| 生活保護受給の有無 | 有（　　　　年　　　月　　　日　～　）・　無 |
| 助成申請額 | 円 |
| 内　訳 | 印紙代　　　　　　　　　　円 | 切手代　　　　　　　　　　円 |
| 診断書作成費用　　　　　　円 | 鑑定費用　　　　　　　　　円 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ口座名義人 |  |
| 金融機関名 | 銀行・信用金庫・漁業協同組合 |
| 支店・支所 |
| 口座番号 |

2　添付書類

1. 審判書謄本の写し
2. 審判請求の対象者が属する世帯全員の町民税非課税証明書（生活保護世帯の場合は生活保護受給証明書）
3. 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
4. 審判請求に要した費用の領収書等の写し
5. その他町長が必要と認める書類

様式第4号の2（第15条関係）

年　　　月　　　日

礼文町長　　　　　　　様

申請者（被後見人等）

　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

連絡先電話番号

施設・病院名

成年後見制度利用支援事業補助金（後見人等報酬）交付申請書

　礼文町成年後見制度利用支援事業実施要項第15条第2項の規定に基づき、後見人報酬助成について次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定のため、申請者及び世帯員の収入状況等を関係機関において調査・確認することについて同意します。

1. 申請者の後見人等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏　名 | 　　　　　　　　　　　（男・女） | 後見等類型 | 後見　・　保佐　・　補助 |
| 　住　所 |  | ℡ |  |
| 職業又は申請者との関係 | 専門職（　弁護士　・　司法書士　・　社会福祉士　・　行政書士　）親族（本人との関係：　　　　　　）・その他（　　　　　　　　　　） |
| 生活保護受給の有無 | 有（　　　　年　　　月　　　日　～　）・　無 |
| 審判にて決定した額 | 円 |
| 助成申請額 | 円 |
| 報酬付与対象期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ口座名義人 |  |
| 金融機関名 | 銀行・信用金庫・漁業協同組合 |
|  | 支店・支所 |
|  | 口座番号 |

6　添付書類

1. 報酬付与審判書謄本の写し
2. 公的年金等の源泉徴収票の写しその他収入状況を証する書類
3. 金銭出納簿、領収書等の通史その他財産の管理状況が確認できる書類
4. 財産目録の写しその他財産状況を証する書類
5. 登記事項証明書（代理人として成年後見人等が申請する場合に限る）
6. その他町長が必要と認めた書類

様式第5号（第16条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

礼文町長

成年後見制度利用支援事業助成交付決定（却下）通知書

　　　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった標記助成金について、以下のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定内容

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 | 支給決定　・　却下 |
| 支給決定額 | 審判請求費用　円 | 内訳 | 印紙代　　　　　　　円 | 切手代　　　　　　　　円 |
| 診断書作成費用　　　　　　　円 | 鑑定費用　　　　　　　　円 |
| 後見人等報酬　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 被後見人等氏名 |  | 生年月日 | 　　　年　　　月　　　日生　　　　　　　　　（　　　歳） |
| 被後見人等住所 |  |
| 後見人等氏名 |  |
| 後見人等住所 |  |
| 却下・減額理由 |  |
| 備　考 |  |

1. 支給条件
2. 受給者又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況、健康状況に変化があったときは、速やかに町長に報告すること。
3. 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合や、決定の内容以外の使途に助成金を使用した場合には、助成金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
4. その他

　　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、礼文町長に対して審査請求をすることができます。

様式第6号（第17条関係）

年　　　月　　　日

礼文町長　　　　　　　　様

申請者（被後見人等）

　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

連絡先電話番号

施設・病院名

成年後見制度利用支援事業変更報告書

　　　　年　　　月　　　日付け礼　　　第　　　　号により支給決定を受けた標記事業の助成について、このたび、受給者（被後見人等）又は後見人等の状況に変更がありましたので、礼文町成年後見制度利用支援事業実施要項第18条の規定に基づき、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被後見人等氏名 |  | 生年月日 | 　　　　　年　　月　　日生　　　　　　　（　　　歳） |
| 被後見人等住所 |  |
| 変更内容 |  |
| 事由発生年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |

様式第7号（第18条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　様

礼文町長

成年後見制度利用支援事業助成中止（廃止）通知書

　　　　年　　　月　　　日付け礼　　　第　　　号により支給決定した標記事業について、次のとおり中止（廃止）することとしましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 成年後見人等 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 中止（廃止）する助成の内容 |  |
| 助成中止（廃止）の理由 |  |

（備考）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、礼文町長に対して審査請求をすることができます。

「礼文町成年後見制度利用支援事業」報酬助成対象及び要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申立費用 | 後見人報酬 |
| 申請者 | 申立人（町長申立に限らず、本人や親族が申立てを行った場合を含む） | 被後見人等（成年被後見人、被保佐人、被補助人）（町長申立に限らず、本人や親族が申立てを行った場合を含む）※後見人等の代理申請可能 |
| 申請時期 | 後見等開始審判が確定し、後見人等が裁判に被後見人等の財産目録を提出した日以降※財産目録提出不要の場合は、開始審判確定日以降 | 報酬付与審判日以降 |
| 申請期限 | 審判確定日から1年以内 | 礼文町への申請書類提出日から起算して1年前までの分を支給対象とし、審判が出ていてもそれ以前の分は支給しません。そのため定期的な申請が必要となります。 |
| 対象経費 | ・申立手数料（収入印紙）・登記手数料（収入印紙）・郵便切手代・診断書料・鑑定費用 | 後見人等報酬（裁判所が審判した額であって、在宅(28,000円/月)、施設18,000円/月）の区分で上限があります。）※後見人等が本人の配偶者や直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹の場合は支給対象外です。 |
| 対象要件 | 被後見人等（申立費用の場合は被後見人等及び申立人）が、次のいずれかに該当する場合に支給対象となります。1　生活保護受給者2　資産及び収入の状況から1に準ずると認められる者（次の（1）～（3）のすべてに該当すること）。（1）住民税非課税世帯（世帯全員が非課税であること）（2）預貯金の額が単身世帯で200万円以下、世帯員が1名増えるごとに100万円を加算した額以下であること（3）世帯員が居住する家屋その他、日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと |

**礼文町成年後見利用支援事業　町長申立てフロー**

（1）情報の把握

介護職員や介護支援専門員、社協職員、民生委員等からの相談・要請により情報が入る　⇒　**様式1号　町長による審判の請求の要請書**

日常生活を維持することができず、緊急を要する場合等は、「やむを得ない事由等による措置」を検討（必要に応じ、措置後町長申立てを行う）。

・任意後見受任者等に対等を依頼する

（任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行い、選任を以て任意後見が開始される）

④申立て要否の検討

⑤町長申立ての決定

・却下の場合、その旨を通知　　**様式2号　審判請求却下通知書**にて通知する

**二親等以内の親族に申立ての意思を確認し**、申立て意思がある、又は既に四親等以内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立てを行うよう支援・依頼

二親等以内の親族がいるが、「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないとして扱う

・寄せられた情報の事実関係を確認

・本人の心身・日常生活、資産状況（わかる範囲）等の確認

いる

いない

①本人調査

（2）調査・検討

本人の状況を的確人把握し、申立てを行うべきかどうか町として判断する

②家族調査

登記なし

登記あり

③後見登記の有無の確認

申立てに必要な書類を作成する

（3）申立て書類の作成

（4）家庭裁判所への申立て

①診断書の作成

③申立て費用の負担について検討

②成年後見人等候補者の検討

・診断書（家庭裁判所指定様式）を医師に依頼する（医師は精神科医が望ましいが、かかりつけの主治医でも可）

ただし

・東京法務局から本人の「登記事項証明書」を取り寄せ、任意後見受任者等の有無を確認

・成年後見制度利用による保護の必要性等について検討

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てる

**・**申立て後、**様式2号　審判請求決定通知書**にて通知

・候補がいる場合、裁判所にその旨を伝えておく

・申立て費用については原則として申立人、

この場合は町長が負担する

・対象者が審判請求に要した費用を負担すべきと認めたときは、**様式3号　成年後見等開始の審判請求に要した費用の請求書**により請求

①必要書類等の提出

②申立て費用の予納

（5）後見開始の審判等（審判確定後、法定後見開始）の確認

審判確定後、申請者（後見人等）は後見人等報酬について、必要書類を添付し助成申請する　⇒　**様式4号　成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）交付申請書**

**※審判確定から起算して1年以内に行う**

・財産目録と収支予定表の作成

・介護保険、障害福祉サービス事業所等との連携による生活支援

・施設、在宅サービス利用にともなう利用料の支払い等

・必要に応じ、遺産分割協議や不動産処分の手続き支援等

後見事務報告（概ね年に1回）

・裁判所からの求めに従い、必要書類（収支報告関係等）の提出

後見人の報酬付与申立て

・期間内の後見等事務について、裁判所へ報酬付与申立てを行う（**申立て人が負担**）

裁判所より、報酬付与の審判

身上監護

財産管理

成年後見人等

申請書に記載されている口座へ決定金額を振り込む

（8）助成金の交付

申請者へ、**様式5号　成年後見制度利用支援事業助成交付決定通知書**にて通知

（7）支給の可否と支給額の決定

・理由を添えて、**様式5号　成年後見制度利用支援事業助成交付却下通知書**にて通知

却下

・**第17条（届け出の義務）**に該当する場合、**様式6号　成年後見制度利用支援事業変更報告書**にて速やかに届け出る

・**第18条（助成の中止）**に該当する場合、翌日から受給資格が消失。その場合、町長は**様式7号　成年後見制度利用支援事業助成中止（廃止）通知書**により通知する

（9）審査～交付までは（6）～（8）の流れと同様　⇒　申請の度に実施

添付書類を精査し、支給要件を満たすかどうか審査する

（6）審査

審判確定後、申請者（後見人等）は審判請求費用について審判の請求に要した費用を、必要書類を添付し助成申請する　⇒　**様式4号　成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）交付申請書　※審判確定から起算して1年以内に行う**

成年後見人等